

第十一号書式（第16条の2第1項関係）（平15法省令60・全改、平20法省令3・令元法省令11・一部改正）
その他の金銭供託の供託書正本

供託書（雑）		(注)1. 供託金額の冒頭に★記号を記入すること。 なお、供託金額の訂正はできない。	
申請年月日	年 月 日	法令条項	2. 副本は折り曲げないこと。
供託所の表示		年度金第	号
住託所の氏名	(代理人による供託のときは、代理人の住所氏名) (をも記載すること。)	供託の原因たる事実	
住託者の氏名		備考	
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		備考	
2. 反対給付の内容		備考	
供託金額	百 十 万 千 百 十 円		
上記供託を受理する。○ 日までに日本銀行 供託金を 年 月 日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。 ○ 又は 上記供託を受理する。○ 供託金の受領を証する。○ 若しくは 上記供託を受理する。○ 年 月 日 法 務 局 供 託 官 ○ 受入書式 上記供託金の受入れを証する。○ 年 月 日 日本銀行 ○ 供託金の受領を証する。○ 年 月 日 法務局 供託官 ○			

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。